令和　　年　　月　　日

北中城村長　殿

住所

氏名

コンテナ式水耕栽培施設貸付許可申請書

下記の通り、コンテナ式水耕栽培施設の貸付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

|  |
| --- |
| **使用期間****令和　　　年　　　月　　　日　から　令和　　　年　　　月　　　日** |
| **使用責任者****氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印** |
| **使用計画** |

裏面の要領に続く

コンテナ施設貸付要領

使用者は下記の事項を遵守するものとする。

【賃借人の責務】

1. 使用前
2. 使用計画書を作成し、期間開始後2週間前迄に２部作成し提出する。コンテナ式水耕栽培施設は交付金を活用して作られた施設のため、村において使用計画の審査を行う。村において受領後、村・賃借人それぞれ1部ずつ保管する。
3. 使用前に、使用する施設内全ての機器動作確認を行わなければならない。不具合がある場合は期間開始後2週間以内に報告するものとし、報告がない場合は賃借人の責とみなす。
4. 上記（２）については、使用計画書により機器確認日が詳細に明記している場合は計画書通りとする。
5. 使用中
6. 貸付期間内のコンテナ式水耕栽培施設の修繕等に係る費用に関しては、賃借人が負担するものとする。
7. 台風、その他自然災害等による使用者の責とならない修繕に関しては北中城村が負担を行うが、使用者による災害対策等の未実施による破損等が生じた場合は、賃借人が修繕費を負担する。また、施設に付属するビニールに関する修繕については台風・その他自然災害等に関わらず賃借人が負担する。
8. 令和元年度において6次化した商品の原材料栽培に賃借人は協力する。ただし、価格等により折り合わない場合はその限りではなく、結果等を村へ報告すること。
9. 光熱水費に関しては賃借人が負担するものとする。
10. 賃借人は稼働実績、出荷実績報告を使用年度期間終了後2週間以内に提出する。
11. 期間終了前に北中城村職員立会のもと、機器等について正常に作動するか、継続的に利用可能かの確認を受ける。不具合が見受けられた場合は賃借人が責任をもって修繕等の措置を取らなければならない。
12. その他
	1. 施設の改造等については、施設の用途又は目的に妨げない限度において許可することができるものとする。ただし、村の了解を得た上で賃借人の責任で行わなければならない。

又、使用期間完了後については現状回復を基本とするが、改造等について村が認める場合は、その限りではない。現状回復せず、改造等を行った備品等を残す場合は、その権利を村に帰属するものとする。

（2）　貸付期間は1年間とし、貸付期間満了の1か月前までに乙が貸付期間の延長を希望する場合、一度に限り、最大１年間の期間を更新する事ができる。更に継続使用を希望する場合は、再度、コンテナ式水耕栽培施設貸付許可申請書を提出しなければならない。

（3）　コンテナ式水耕栽培施設の使用に関しては原則5基貸出するものとし、1基単位での貸出は行わないものとする。ただし特別な理由がある場合は村と協議の上判断するものとする。